

野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務委託に係る  
公募型プロポーザル審査評価基準

1. 審査の方法

審査は企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに対する評価を行い、受託候補事業者を決定する。

(1) 審査方法

① 「野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「選定委員会）」委員が「評価基準一覧表」に従い実施する。ただし、参加申し込みが5者を超えた場合は、書類選考を第1次審査として「評価基準一覧表」の「(1)事業者の評価(40点満点)」により事務局が実施し、第2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者に選定する。なお、第1次審査の評価点が同点となり、第2次審査に進む者が5者を超える場合、全者を通過させる。

② 審査は、提案業者の企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づいて実施する。

(2) 結果通知

審査結果については、全ての提案事業者宛てに「審査結果通知書」を送付する。

(3) その他

審査の結果及びその内容に関する問合せや、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

2. 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの結果について、「(1)事業者の評価」、  
「(2)企画提案の評価」の2区分により評価する。

(2) プレゼンテーションの実施

① 日時

令和8年5月18日(月)

② 場所

野洲市役所 本館2階 庁議室

③ プレゼンテーション時間

50分以内(準備5分、提案書説明20分、質疑応答20分、後片付け5分)

④ 提案事業者

出席者は5名以内とし、うち1名は、受託した場合における管理技術者とする。

### (3) 評価の配点

評価点の合計点数は150点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

評価項目		評価点(満点)
(1)事業者の評価	①事業者・技術者の実績及び能力	40点
(2)企画提案の評価	②企画提案の評価	85点
	③その他	25点

### (4) 評価基準と算出方法

① 評価基準一覧表「(1)事業者の評価」については、以下のとおり算出する。

- 事業者の実績及び能力：2点 × 受託実績件数(最大10点)
- 技術者の実績及び能力：2点 × 従事实績件数(最大10点)

※受託実績及び従事实績については、最大5件までの提示とする。技術者の従事实績については、年度の制限は設けないが、提案事業者の受託実績については、令和3年度以降の実績に限る。

② 評価基準一覧表「(2)企画提案の評価」については、5段階で評価を行う。評価区分は以下の表のとおりとする。

区分	評価点		
	配点 15点	配点 10点	配点 5点
非常に優れている	15	10	5
優れている	12	8	4
普通	9	6	3
やや劣る	6	4	2
劣る	3	2	1

③ 評価基準一覧表「(2)企画提案の評価」のうち、経済性(提示見積額の評価)については、以下のとおり評価するものとする。

$$\frac{\text{提案上限価格}-\text{提案者の見積金額}}{\text{提案上限価格}-\text{最低見積額}} \times 15 \text{点}$$

※小数点以下切り捨て

※最低見積額:全ての提案者の内、最も低い見積金額

### 3. 最優秀提案事業者の決定方法

合計点数が最も高い提案事業者を最優秀提案事業者、次に合計点数が高い提案事業者を次点提案事業者とし、最優秀提案事業者と締結に向けた個別交渉を行う。(最高評点を獲

得した提案事業者が複数あった場合は、選定委員会の委員の多数決により決する。可否同数の場合は、選定委員会の委員長が決定するものとする。)

#### 4. 契約方法

- (1) 業務について協議を行い、当該仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優秀提案事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。
- (2) 契約手続は、本市契約規則に定めるところによるものとする。契約書は、本市と随意契約の相手方が協議のうえ定めるものとする。